



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成29年 3月31日金曜日 第2861号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）... 228
愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則.....（港湾海岸課）... 230

告 示

愛媛県農業振興地域整備基本方針の変更.....（農政課）... 238
卸売市場整備計画の公表.....（ブランド戦略課）... 238
開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 240

監 査 公 表

財政援助団体等監査結果の公表（3件）.....（監査事務局）... 240

公 営 企 業 管 理 規 程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 243
愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（ " " ）... 245

規 則

○愛媛県規則第16号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為）			（条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為）		
第2条 条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設等において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。			第2条 条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設等において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為とする。		
(1)・(2) 省略			(1)・(2) 省略		
(3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域					
(4) 土壌汚染対策法第17条の規定による汚染土壌の運搬に関する基準に従い汚染土壌を一時的に保管する施設					
(5) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設					
(6) 省略			(3) 省略		
2 前項第6号の指定は、告示によって行う。			2 前項第3号の指定は、告示によって行う。		
別表第1（第3条、第15条関係）			別表第1（第3条、第15条関係）		
項 目	基準値	測定方法	項 目	基準値	測定方法
省略			省略		
四塩化炭素	省略		四塩化炭素	省略	

<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモ ノマー)	検液 1リットルに つき0.002ミリグラ ム以下	地下水の水質汚濁 に係る環境基準に ついて(平成9年 3月環境庁告示第 10号。以下「地下 水環境基準告示」 という。)付表に 掲げる方法
省略		
ほう素	省略	
1.4 ジオキサン	検液 1リットルに つき0.05ミリグラ ム以下	環境基準告示付表 7に掲げる方法

備考 省略

別表第2(第4条、第14条関係)

項 目	基準値	測定方法
省略		
四塩化炭素	省略	
<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモ ノマー)	1リットルにつき 0.002ミリグラム以 下	地下水環境基準告 示付表に掲げる方 法
省略		
ほう素	省略	
1.4 ジオキサン	1リットルにつき 0.05ミリグラム以 下	環境基準告示付表 7に掲げる方法

備考 省略

省略		
ほう素	省略	

備考 省略

別表第2(第4条、第14条関係)

項 目	基準値	測定方法
省略		
四塩化炭素	省略	
省略		
ほう素	省略	

備考 省略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条又は第14条第1項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者(次項に規定する者を除く。)又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該許可に係る条例第17条第4項の特定事業区域内の土壌中の土砂等の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条第3項及び第17条第4項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(水質検査及び土壌検査に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の項目及び測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○愛媛県規則第17号

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(港湾施設の占有又使用の許可の申請)</p> <p>第6条 条例第5条前段の規定により港湾施設の占有 _____ の許可を受けようとする者は港湾施設占有許可申請書 _____ (様式第3号)に、使用の許可を受けようとする者は係留施設使用許可申請書(様式第4号)、船舶給水施設使用許可申請書(様式第5号)又は港湾施設(野積場等)使用許可申請書(様式第6号)に、それぞれ別表第1 5の項又は6の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、条例別表第5に規定する駐車場の使用(専用利用以外の場合に限る。)の許可を受けようとする者は、別に定めるところによらなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第5条後段の規定により第1項本文の許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、港湾施設占有(使用)変更許可申請書(様式第7号)又は同項の係留施設使用許可申請書、船舶給水施設使用許可申請書若しくは港湾施設(野積場等)使用許可申請書に、別表第1 7の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(着手及びしゅん功の届出)</p> <p>第8条 法第37条第1項第1号又は条例第5条の規定により占有の許可を受けた者が工作物を設置するときは、その工事着手及びしゅん功の後それぞれ5日以内に、工事着手(しゅん功)届出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(占有又は使用の許可の期間)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときからこれらの規定の期間を超えることはできない。</p> <p>4 前項の規定により期間を更新するときは、第2条の港湾区域内工事等許可申請書(水域又は公共空地の占有に係るものに限る。)又は第6条第1項の港湾施設占有許可申請書、係留施設使用許可申請書、船舶給水施設使用許可申請書若しくは港湾施設(野積場等)使用許可申請書に別表第1 9の項に定める書類を添付して、占有の許可にあつては許可の期間が満了する日の5日前までに、使用の許可にあつては許可の期間が満了する日までに提出しなければならない。</p> <p>(権利譲渡等の許可の申請)</p> <p>第10条 条例第7条ただし書の規定により権利譲渡等の許可を受けようとする者は、権利譲渡等許可申請書(様式第9号)に、別表第1 10の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第11条 法第37条第1項又は条例第3条第1項若しくは第5条の規</p>	<p>(港湾施設の占有又は使用の許可の申請)</p> <p>第6条 条例第5条前段の規定により港湾施設の占有又は使用の許可を受けようとする者は、<u>港湾施設占有(使用)許可申請書</u>(様式第3号)に、 _____ _____別表第1 5の項又は6の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、条例別表第5に規定する駐車場の使用(専用利用以外の場合に限る。)の許可を受けようとする者は、別に定めるところによらなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第5条後段の規定により第1項本文の許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、<u>港湾施設占有(使用)変更許可申請書(様式第4号)</u> _____に、別表第1 7の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(着手及びしゅん功届)</p> <p>第8条 法第37条第1項第1号又は条例第5条の規定により占有の許可を受けた者が工作物を設置するときは、その工事着手及びしゅん功の後それぞれ5日以内に、工事着手(しゅん功)届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(占有又は使用の許可の期間)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときから<u>同項の _____</u>期間を超えることはできない。</p> <p>4 前項の規定により期間を更新するときは、第2条の港湾区域内工事等許可申請書(水域又は公共空地の占有に係るものに限る。)又は第6条第1項の<u>港湾施設占有(使用)許可申請書 _____</u> _____に別表第1 9の項に定める書類を添付して、占有の許可にあつては許可の期間が満了する日の5日前までに、使用の許可にあつては許可の期間が満了する日までに提出しなければならない。</p> <p>(権利譲渡等の許可の申請)</p> <p>第10条 条例第7条ただし書の規定により権利譲渡等の許可を受けようとする者は、権利譲渡等許可申請書(様式第6号)に、別表第1 10の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第11条 法第37条第1項又は条例第3条第1項若しくは第5条の規</p>

定により許可を受けた者が許可の期間満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、廃止届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（市町が処理する事務）

第13条 条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める港湾施設は、別表第2のとおりとする。

2 条例第15条第1項第8号に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

（占用料、使用料及び土砂採取料の取扱い）

第14条 条例第15条第1項第7号の規定により徴収した占用料、使用料及び土砂採取料は、前月分の徴収実績を記載した徴収実績報告書（様式第11号）に、別表第1 11の項に定める書類を添付して、毎月10日までに当該市町を管轄する地方局に報告しなければならない。

2 条例第15条第1項第7号の規定による前項の占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みは、同項の報告を受けた地方局が発行する納入通知書によらなければならない。

別表第1（第2条、第3条、第6条、第8条 第10条、第14条、様式第7号関係）

省略

別表第3（第17条関係）

省略

注1 省略

2 外航船舶とは消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶をいい、内航船舶とは外航船舶以外の船舶をいう。

3~5 省略

様式第3号（第6条、第9条関係） 港湾施設占用許可申請書

港湾施設占用許可申請書	
省略	
省略	
占用面積	省略
占用期間	省略
省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) _____ 工作物の構造図

(5) _____ 工作物の設計書

(6) 省略

3 2の規定にかかわらず、許可の更新の申請の場合にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

定により許可を受けた者が許可の期間満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、廃止届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（市町が処理する事務）

第13条 条例第15条ただし書 _____ に規定する規則で定める港湾施設は、別表第2のとおりとする。

2 条例第15条第8号 _____ に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 省略

（占用料、使用料及び土砂採取料の取扱い）

第14条 条例第15条第7号 _____ の規定により徴収した占用料、使用料及び土砂採取料は、前月分の徴収実績を記載した徴収実績報告書（様式第8号）に、別表第1 11の項に定める書類を添付して、毎月10日までに当該市町を管轄する地方局に報告しなければならない。

2 条例第15条第7号 _____ の規定による前項の占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みは、同項の報告を受けた地方局が発行する納入通知書によらなければならない。

別表第1（第2条、第3条、第6条、第8条 第10条、第14条 _____ 関係）

省略

別表第3（第17条関係）

省略

注1 省略

2 外航船舶とは消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者 _____ が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶をいい、内航船舶とは外航船舶以外の船舶をいう。

3~5 省略

様式第3号（第6条、第9条関係） 港湾施設占用（使用）許可申請書

港湾施設占用（使用）許可申請書 （係留施設の使用以外のもの）	
省略	
省略	
占用（使用）面積	省略
占用（使用）期間	省略
省略	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 使用の場合は、工作物の種類の欄及び工事等の実施期間の欄は、記載しないこと。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

(4) 占用の場合にあつては、工作物の構造図

(5) 占用の場合にあつては、工作物の設計書

(6) 省略

5 4の規定にかかわらず、許可の更新の申請の場合にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

(1)～(3) 省略

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

第2条 愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第3号(その2)を削り、様式第3号の次に次の3様式を加える。

様式第4号(第6条関係) 係留施設使用許可申請書

係留施設使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊟

船長氏名
担当者名
電話番号

【外航・内航】

申請者コード

船舶基本情報	船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)		
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 ／ 【汽船・機船・機帆船・その他】			
	国籍		船籍港		
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長	
	連絡方法	呼出符号(信号符字)	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		
	船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
(名前)					
(住所)					
(電話番号又はFAX番号)					
運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること。)					
運航者名		(コード)			
(住所)					
(電話番号又はFAX番号)					
代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)			
(名前)					
(住所)					
(電話番号又はFAX番号)					
入港予定港名		入港予定日時			
		月 日 時 分			
停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで			

入港情報	係留施設（希望船席）名称・場所			（コード）		
	着岸（予定）日時 月 日 時 分			離岸（予定）日時 月 日 時 分		
	移動前停泊場所			移動後停泊場所		
	移動理由		移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
	運航区分 【 入港 ・ 移動 】	着岸舷側 【 左舷 ・ 右舷 】	（被）接舷船名		最大喫水（入港から出港まで） （m）	
航海情報	航路名			【 優先指定 ・ 定期 ・ 不定期 】		
	仕出港	前港	次港	仕向港		
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 （入域位置）【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 （予定日時） 月 日 時 分					
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量			入港予定港における船積貨物の種類・数量		
	入港予定港	（種類）	（数量）	（種類）	（数量）	
	その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）					
危険物情報	品名（積荷地）・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）			こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置	
	入港時					
	出港時					

危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号			
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）		
	保障契約証明書を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称		
		②保障契約の証書の番号		
		③保障契約の有効期間		
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・ 填補する契約となっているか。	【 なっている ・ なっていない 】	
	⑤保障限度額			
	過去1年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】			
備考				

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 【 】は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第5号(第6条関係) 船舶給水施設使用許可申請書

船舶給水施設使用許可申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩ 電話番号 【 外航 ・ 内航 】	
港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符字(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【 運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他 】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m³ (その他) m³
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 場 所 コ ー ド	
備 考	

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 【 】は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第6号(第6条関係) 港湾施設(野積場等)使用許可申請書

港湾施設(野積場等)使用許可申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩ 電話番号			
申 請 者 コ ー ド		施 設 の 種 類	1.野積場 2.上屋(旅客上屋及び荷さばき上屋に限る。) 3.泊地 4.軌道走行式荷役機械 5.移動式荷役機械 6.照明設備 7.電源設備 8.管理棟 9.駐車場 10.鉄骨貨物上屋 11.鉄筋コンクリート貨物上屋 12.松山港今出地区水面貯木場
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
信 号 符 字 (コールサイン)等		船 名	
使 用 数 量 (使用面積)		使 用 区 画 (区画名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時	分 から	
	年 月 日 時	分 まで	
貨 物	品名コード(コンテナ番号)	品名(コンテナ種別)	個数・トン数
備 考			

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 2 施設の種類の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の愛媛県港湾管理条例施行規則様式第3号の規定による書類は、同条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則様式第3号並びに第2条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則様式第4号、様式第5号及び様式第6号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第376号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、愛媛県農業振興地域整備基本方針を次のと

おり変更した。

平成29年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のとおり」は、省略し、変更後の愛媛県農業振興地域整備基本方針は、愛媛県庁及び各地方局に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第377号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県卸売市場整備計画を定めた。

愛媛県卸売市場整備計画書は、愛媛県庁及び各地方局に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成29年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 目標年度 平成32年度
- 2 卸売市場の適正な配置の方針
 - (1) 品目別流通圏の設定

ア 青果物及び花きの流通圏

流 通 圏	流 通 圏 の 区 域
県下全域	県下全市町

イ 水産物流通圏

流 通 圏	流 通 圏 の 区 域
県下全域	県下全市町

ウ 食肉流通圏

流 通 圏	流 通 圏 の 区 域
県下全域	県下全市町

(2) 卸売市場配置計画

ア 青果物及び花き

流通圏	配置位置	当該流通圏既存卸売市場			整 備 方 針				卸売市場整備地区の指定	備 考		
		市町名	卸売市場名	区分	卸売市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
四国中央市	四国中央市	1	川之江青果協同組合地方卸売市場	民	統合推進	民	青果物 花き					
		2	伊予三島中央青果株式会社地方卸売市場	民								
西条市	西条市	3	地方卸売市場愛媛青果	民	1～2と連携強化	民 地域拠点	青果物 花き					
今治市	今治市	4	今治地方卸売市場	民	統合推進	民	青果物 花き					
		5	菊間青果市場	小規模								
松山市	松山市	6	松山市中央卸売市場	中	存置	中	青果物					

県下 全域	松山市	7	松山市公設花き地方卸売市場	公	存 置	公	花 ぎ						
	伊予市	松山市	8	伊予青果海産協同組合地方卸売市場	民	連 携 強 化	民	青果物 花 ぎ					
		伊予市	9	伊予連合農協青果地方卸売市場	民								
	大洲市	大洲市	10	地方卸売市場愛媛たいぎ農業協同組合青果市場	民	存 置	民	青果物					
	八幡浜市	八幡浜市	11	地方卸売市場株式会社八幡浜青果市場	民	連 携 強 化	民	青果物					
			12	地方卸売市場株式会社丸八農協青果市場	民								
	宇和島市	宇和島市	13	丸協宇和島青果販連地方卸売市場	民	連 携 強 化	民	青果物 花 ぎ					
			14	地方卸売市場株式会社宇和島青果市場	民								
愛南町	愛南町	15	愛南町地方卸売市場	民	存 置	民	青果物						

イ 水産物

流通圏	配置位置	当該流通圏既存卸売市場			整 備 方 針					卸売市場整備地区の指定	備 考		
		市町名	卸売市場名	区分	卸売市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度					
								前期	後期			目標以降	
県下 全域	四国中央市	四国中央市	1 川之江水産物地方卸売市場（産）	民	統 合 推 進	民	水産物						
			2 三島漁業協同組合地方卸売市場	民									
			3 寒川漁業協同組合地方卸売市場（産）	民									
			4 土居町漁業協同組合魚市場	小規模									
	新居浜市	新居浜市	5 新居浜市大島漁業協同組合鮮魚介類共同販売所	小規模	統 合 推 進	民	水産物						
			6 多喜浜漁業協同組合魚市場	小規模									
			7 新居浜市垣生漁業協同組合地方卸売市場	民									
			8 新居浜漁業協同組合地方卸売市場	民				存 置	民	水産物			
	西条市	西条市	9 西条市漁業協同組合地方卸売市場	民	連 携 強 化	民	水産物						
			10 河原津漁業協同組合鮮魚介類共同販売所（産）	小規模									
			11 西条魚市場株式会社地方卸売市場	民				存 置	民	水産物			
			12 株式会社秋山魚市場	小規模				存 置	小規模	水産物			
	今治市	今治市	13 今治漁業協同組合魚市場	小規模	連 携 強 化	小規模	水産物						
			14 桜井漁業協同組合魚市場	小規模									
			15 森松水産冷凍株式会社今治港片原卸売市場	小規模				存 置	小規模	水産物			
	松山市	松山市	16 松山市公設水産地方卸売市場	公	連 携 強 化	公	水産物						
			17 北条市漁業協同組合鮮魚介類共同販売所（産）	小規模									

伊予市	伊予市	18 伊予市地方卸売市場	民	連携強化	民	水産物						
		19 上灘漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模									
		20 下灘漁業協同組合地方卸売市場(産)	民									
八幡浜市	大洲市	21 長浜町水産物地方卸売市場(産)	民	統合推進	公	水産物						
	八幡浜市	22 八幡浜市水産物地方卸売市場(産)	公									
	西予市	23 八幡浜漁業協同組合三瓶地方卸売市場(産)	民									
宇和島市	宇和島市	24 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島地方卸売市場	民	統合	公	水産物						
		25 株式会社宇和島魚市場地方卸売市場	民									
愛南町	愛南町	26 愛南漁業協同組合南内海支所(産)	小規模	統合推進	民	水産物						
		27 愛南漁業協同組合本所深浦地方卸売市場(産)	民									
		28 愛南漁業協同組合東海支所(産)	小規模									
		29 愛南漁業協同組合西海支所(産)	小規模									
		30 久良漁業協同組合地方卸売市場(産)	民									

ウ 食肉

流通圏	配置位置	当該流通圏既存卸売市場			整備方針				卸売市場整備地区の指定	備考		
		市町名	卸売市場名	区分	卸売市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
県下全域	松山市	松山市	1 愛媛食肉地方卸売市場	民	存置	民	食肉					

注1 当該流通圏既存卸売市場の卸売市場名の欄中「(産)」と付記されている市場は、産地卸売市場であること示す。
 注2 当該流通圏既存卸売市場及び整備方針の区分の欄中「中」とは中央卸売市場を、「公」とは公設地方卸売市場を、「民」とは民営地方卸売市場を、「小規模」とは地方卸売市場の規模に満たない卸売市場を、「中核」とは中核的の地方卸売市場を、「地域拠点」とは地域拠点市場をいう。

○愛媛県告示第378号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 3月31日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建(開)第48号 平成29年 3月21日	伊予郡松前町大字西高柳字墓下337番1	伊予郡松前町大字西高柳336番地 富永 壽 則

監査公表

○公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年 3月31日

愛媛県監査委員 山之内 芳夫
同 岡田 清隆

同 大西 渡
同 三宅 浩正

監査対象機関	監査年月日
学校法人今治明德学園	平成28年11月28日
学校法人松山東雲学園	"
学校法人昭英学園	"
学校法人ひかり幼稚園	"

学 校 法 人 コ イ ナ 会	"				学校法人 松山東雲学園	平成27年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	松山東雲高等学 校の運営費	213, 144,253円	102, 538,000円
瀬戸内運輸株式会社	"				"	"	松山東雲中学校 の運営費	60, 960,913円	30, 249,000円
愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協 議会	"				"	"	松山東雲短期大 学附属幼稚園の 運営費	54, 873,734円	35, 573,000円
一般社団法人南宇和郡医師会	"				"	平成27年度 愛媛県私立 高等学校授 業料減免事 業補助金	低所得世帯の授 業料軽減補助 (松山東雲高等 学校)	1, 721,000円	1, 721,000円
学 校 法 人 河 原 学 園	"				"	平成27年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業補助 金	松山東雲短期大 学附属幼稚園の 子育て相談事業 等	1, 760,000円	1, 760,000円
社会福祉法人西予総合福祉会	"				学校法人 昭英学園	平成27年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	育英第二幼稚園 の運営費	60, 836,841円	37, 875,000円
社会福祉法人聖風会	"				"	"	育英湯山幼稚園 の運営費	38, 898,465円	36, 245,000円
四国中央商工会議所	"				"	平成27年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業補助 金	育英第二幼稚園 の子育て相談事 業等	2, 873,551円	1, 960,000円
伊予商工会議所	"				"	"	育英湯山幼稚園 の子育て相談事 業等	1, 763,833円	1, 460,000円
宇和島商工会議所	"				学校法人 ひかり幼稚園	平成27年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	ひかり幼稚園の 運営費	106, 047,408円	51, 510,000円
愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会	"				"	平成27年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業補助 金	ひかり幼稚園の 子育て相談事業 等	1, 310,000円	1, 310,000円
南予森林組合	"				学校法人 コイナ会	平成27年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	八幡浜幼稚園の 運営費	24, 793,401円	9, 332,000円
えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘 事業実行委員会	"				"	平成27年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業補助 金	八幡浜幼稚園の 子育て相談事業 等	1, 310,000円	1, 310,000円
大 洲 市	"				瀬戸内運輸株式 会社	平成27年度 愛媛県バス 運行対策費 補助金	生活交通路線の 運行維持に係る 経常収支差額 (損失補てん)	561, 257,592円	73, 656,000円
新居浜市大生院土地改良区	"				愛媛県石鎚山系 エコツーリズム 推進協議会	平成27年度 愛媛県石鎚 山系エコツ ーリズム推 進協議会負 担金	エコツーリズム の普及啓発、情 報発信及び人材 育成等	9, 226,122円	5, 200,000円
四国中央市三島土地改良区	"				一般社団法人 南宇和郡医師会	平成27年度 地域医療体 制確保医師 派遣事業費 補助金	地域医療体制確 保のための医師 派遣	13, 056,000円	13, 056,000円
株式会社カネシロ	平成28年12月20日				学校法人 河原学園	平成27年度 愛媛県看護 師等養成所 運営費補助 金	看護師等養成所 の運営	134, 574,340円	18, 382,000円
公益財団法人愛媛県国際交流協会	"								
公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会	平成28年12月21日								
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	平成29年1月20日								
えひめいやししの南予博2016実行委員会	平成29年3月16日								
<p>(監査の結果の決定日) 平成29年3月16日</p> <p>(監査を実施した監査委員)</p> <p>山之内芳夫監査委員、岡田清隆監査委員、毛利修三(前)監査委員、黒川洋介(前)監査委員の4名により監査を実施した。</p> <p>なお、宇和島商工会議所に係る監査の実施について、地方自治法第19条の2の規定により、毛利修三(前)監査委員を除外した。</p> <p>(監査の結果)</p> <p>平成27年度において実施された上記団体に対する次の補助金等に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。</p>									
事業主体	補助金等の 名 称	補助対象事業等	補 助 対 象 事 業 費 等	補助金額等					
学校法人 今治明德学園	平成27年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	今治明德高等学 校の運営費	280, 276,714円	114, 621,000円					
"	"	今治明德高等学 校矢田分校の運 営費	91, 333,090円	39, 187,000円					
"	"	今治明德中学校 の運営費	108, 056,914円	77, 737,000円					
"	平成27年度 愛媛県私立 高等学校授 業料減免事 業補助金	低所得世帯の授 業料軽減補助 (今治明德高等 学校)	2, 638,100円	2, 638,100円					
"	"	" (今治明德高等 学校矢田分校)	692,050円	692,050円					
"	平成27年度 愛媛県私立 学校施設耐 震診断事業 費補助金	耐震診断事業費 (今治明德高等 学校)	12, 825,000円	7, 700,000円					

社会福祉法人 西予総合福祉会	平成27年度 愛媛県児童 福祉施設等 施設整備事 業費補助金	児童養護施設等 の新築	417, 960,000円	236, 598,000円	公益財団法人 愛媛県国際交流 協会	平成27年度 愛媛県外国人 支援・海外 派遣連携 推進員設置 事業費補助 金	在県外国人に対 する相談及び情 報提供体制の整 備	5, 049,928円	1, 500,000円
社会福祉法人 聖 風 会	平成26年度 愛媛県老人 福祉施設等 整備費補助 金	老人福祉施設の 改築(ユニット 化)	1,410, 034,945円	85, 000,000円	"	平成27年度 愛媛県国際 交流センター 仮移転費 補助金	愛媛県国際交流 センター仮設建 物の賃借料	3, 000,000円	3, 000,000円
四国中央商工会 議所	平成27年度 小規模事業 経営支援事 業費補助金	経営改善普及事 業等	64, 136,875円	48, 158,144円	公益社団法人 愛媛県園芸振興 基金協会	平成27年度 みかん産地 生産体制支 援事業費補 助金	生産出荷計画対 象果実(うんし ゅつみかん)の 価格補てん金に 係る交付準備金 の造成	15, 798,620円	13, 425,566円
伊予商工会議所	"	"	32, 755,399円	25, 928,049円	"	平成27年度 うんしゅつ みかん緊急 需給調整事 業費補助金	うんしゅつみか んの指定果実出 荷事業者補給金 に係る交付準備 金の造成	208, 148,000円	6, 427,000円
宇和島商工会議 所	"	"	48, 683,903円	42, 469,335円	"	平成27年度 加工原料用 果実価格安 定対策事業 費補助金	加工用原料(い よかん)の生産 者補給金に係る 交付準備金の造 成	14, 952,840円	3, 578,664円
愛媛県国際観光 テーマ地区推進 協議会	平成27年度 愛媛県国際 観光テーマ 地区推進協 議会負担金	国際観光振興施 策の推進	32, 048,895円	23, 872,758円	社会福祉法人 愛媛県社会福祉 事業 団	平成27年度 愛媛県障害 者スポーツ 協会運営事 業費補助金	愛媛県障害者ス ポーツ協会の運 営費	7, 773,000円	7, 773,000円
南予森林組合	平成26年度 愛媛県造林 事業費補助 金	森林整備の計画 的推進	188, 778,980円	75, 511,592円	えひめいやしの 南予博2016実行 委員会	平成27年度 えひめいや しの南予博 2016実行委 員会負担金	南予活性化イベ ントの開催	190, 593,929円	90, 000,000円
"	平成27年度 愛媛県造林 事業費補助 金	"	97, 047,390円	38, 818,956円	"	平成28年度 えひめいや しの南予博 2016実行委 員会負担金	"	302, 655,558円 (平成29年 2月28日現 在における 決算見込)	130, 500,000円 (同左)
"	平成27年度 愛媛県森林 そ生緊急対 策事業費補 助金	林業・木材産業 構築及び森林 整備の加速化等 に係る総合対策 事業	7, 084,322円	4, 682,856円					
"	平成26年度 主伐推進緊 急再造林対 策事業費補 助金	主伐推進等の森 林整備事業	20, 959,407円	4, 296,793円					
"	平成27年度 未整備森林 間伐事業費 補助金	長期未施業森林 の間伐等	2, 450,379円	2, 400,000円					
えひめ愛顔のジ ュニアアスリー ト発掘事業実行 委員会	平成27年度 えひめ愛顔 のジュニア アスリート 発掘事業実 行委員会負 担金	トップアスリー ト候補者の発掘 及び養成	19, 764,000円	19, 764,000円					
大 洲 市	平成27年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	地域づくり推進 事業	14, 240,609円	6, 743,000円					
新居浜市大生院 土地改良区	平成27年度 愛媛県単独 土地改良事 業補助金	かんがい排水施 設整備	8, 938,000円	3, 575,200円					
四国中央市三島 土地改良区	"	"	5, 526,000円	2, 210,400円					
株式会社 カネシロ	平成27年度 愛媛県森林 そ生緊急対 策事業補助 金	C L T等 新 製 品・新技術の実 証展示加速化対 策	183, 213,240円	69, 149,000円					

○公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年 3月31日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 岡 田 清 隆
同 大 西 渡
同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
公益財団法人 愛媛県文化振興財 団	設立 昭和55年12月26日 基本金額 1,517,300,000円 県出捐額 1,200,000,000円	平成28年12月20日
公益財団法人 愛媛県国際交流協 会	設立 平成元年4月1日 基本金額 1,500,000,000円 県出捐額 1,000,000,000円	"

公益財団法人 愛媛県動物園協会	設立 昭和62年4月1日 基本金額 20,000,000円 県出資額 10,000,000円	平成28年12月21日
公益財団法人 えひめ女性財団	設立 平成3年4月1日 基本金額 1,000,000,000円 県出捐額 1,000,000,000円	"
公益社団法人 愛媛県園芸振興基 金協会	設立 昭和47年3月27日 基本金額 121,954,000円 県出捐額 45,041,000円	"
公益財団法人 伊方原子力広報セ ンター	設立 昭和58年4月1日 基本金額 6,000,000円 県出資額 2,000,000円	"
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事 業団	設立 昭和47年4月1日 基本金額 10,000,000円 県出資額 10,000,000円	平成29年1月20日
<p>(監査の結果の決定日) 平成29年3月16日</p> <p>(監査を実施した監査委員) 山之内芳夫監査委員、岡田清隆監査委員、毛利修三(前)監査委員、黒川洋介(前)監査委員の4名により監査を実施した。</p> <p>(監査の結果) 平成27年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。</p>		

コンソーシアム G E N K I	"
株 式 会 社 ウ イ ン	"
特定非営利活動法人愛と心えひめ	平成28年12月21日
公益財団法人愛媛県動物園協会	"
公益財団法人えひめ女性財団	"
伊予鉄総合企画株式会社	"
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	平成29年1月20日

(監査の結果の決定日)
平成29年3月16日

(監査を実施した監査委員)
山之内芳夫監査委員、岡田清隆監査委員、毛利修三(前)監査委員、黒川洋介(前)監査委員の4名により監査を実施した。

(監査の結果)
平成27年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
公益財団法人 愛媛県文化振興財団	愛媛県民文化会館	168,578,000円
コンソーシアム G E N K I	道後公園	49,768,000円
株式会社 ウ イ ン	愛媛県生活文化センター	15,748,000円
"	萬翠荘	14,624,000円
特定非営利活動法人 愛 と 心 え ひ め	愛媛県在宅介護研修センター	44,226,000円
公益財団法人 愛 媛 県 動 物 園 協 会	とべ動物園	350,881,000円
公益財団法人 え ひ め 女 性 財 団	愛媛県男女共同参画センター	61,541,600円
伊予鉄総合企画株式会社	愛媛県体験型環境センター	10,074,000円
"	えひめこどもの城	200,676,000円
"	愛媛県総合科学博物館	174,857,000円
"	愛媛県歴史文化博物館	178,148,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県視聴覚福祉センター	104,276,000円
"	愛媛県身体障害者福祉センター (現：愛媛県身体障がい者福祉センター)	50,338,000円
"	愛媛県障害者更生センター (現：愛媛県障がい者更生センター)	33,537,000円
"	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	39,450,710円

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年3月31日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 岡 田 清 隆
同 大 西 渡
同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公益財団法人愛媛県文化振興財団	平成28年12月20日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成29年3月31日

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（現金取扱員）</p> <p>第3条の2 <u>総務課、県立病院課、発電工水管理事務所、工業用水道管理事務所及び病院に現金取扱員を置く。</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>（帳簿の種類）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、病院にあつては、<u>準備品出納保管簿（様式第21号の2）</u>をもつて同項第11号及び第12号に掲げる帳簿に代えるものとする。</p> <p>（現金の払込み）</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 企業出納員は、<u>現金を収納し、又は前項の規定により現金の引継ぎを受けた</u> _____ ときは、払込書（様式第34号）によりその日に出納取扱金融機関に払込みをし、領収書を徴さなければならない。ただし、特別の理由があるときは、<u>現金を収納し、又は同項の規定により現金の引継ぎを受けた日の翌日（その日が出納取扱金融機関で出納を取り扱わない日であるときは、その取り扱う最初の日）</u>に払い込むことができる。</p> <p>（前金払）</p> <p>第54条 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1号から第7号までに規定するもののほか、次 _____ に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>附則第7条第1項</u>に規定するもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（資金前渡担任者による購入）</p> <p>第80条 資金前渡担任者は、その購入に係る<u>棚卸資産</u>については、用務完了後3日以内に物品購入調書（様式第64号）を<u>所属長</u>に提出し、現品のある場合は、これを引き継がなければならない。ただし、<u>第104条の規定により消耗品受払簿等の記録を省略する物品については、この限りでない。</u></p> <p>（証拠書類の保存）</p> <p>第174条 出納取扱金融機関は、次 _____ に掲げる証拠書類を年度経過後<u>5年</u>保存しなければならない。ただし、<u>第2号に掲げる領収書その他支払に係る証拠書類については、年度経過後10年保存しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（出納取扱金融機関の帳簿）</p> <p>第175条 出納取扱金融機関は、事業年度ごとに次 _____ に掲げる帳簿を備え、公金の出納を記帳するとともに、当該帳簿を年度経過後<u>5年</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>（現金取扱員）</p> <p>第3条の2 _____ 県立病院課、発電工水管理事務所、工業用水道管理事務所及び病院に現金取扱員を置く。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（帳簿の種類）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、病院にあつては、<u>準備品出納保管簿（様式第21号の2）</u>及び<u>準備品カード（様式第21号の3）</u>をもつて同項第11号及び第12号に掲げる帳簿に代えるものとする。</p> <p>（現金の払込み）</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 企業出納員は、<u>現金の収納（前項の規定により引継ぎを受けた現金を含む。以下同じ。）</u>をしたときは、払込書（様式第34号）によりその日に出納取扱金融機関に払込みをし、領収書を徴さなければならない。ただし、特別の理由があるときは、<u>現金を収納した</u> _____ 日の翌日（その日が出納取扱金融機関で出納を取り扱わない _____ ときは、その取り扱う最初の日）に払い込むことができる。</p> <p>（前金払）</p> <p>第54条 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1号から第7号までに規定するもののほか、<u>次の各号</u>に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>附則第7条</u> _____ に規定するもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（資金前渡担任者による購入）</p> <p>第80条 資金前渡担任者は、その購入に係る<u>たな卸資産</u>については、用務完了後3日以内に物品購入調書（様式第64号）<u>所属長</u>に提出し、現品のある場合は、これを引き継がなければならない。</p> <p>（証拠書類の保存）</p> <p>第174条 出納取扱金融機関は、<u>次の各号</u>に掲げる証拠書類を年度経過後<u>10年</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（出納取扱金融機関の帳簿）</p> <p>第175条 出納取扱金融機関は、事業年度ごとに<u>次の各号</u>に掲げる帳簿を備え、公金の出納を記帳するとともに、当該帳簿を年度経過後<u>10年</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

様式第21号の3を次のように改める。

様式第21号の3 削除

附 則

この管理規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第 3 号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成29年 3月31日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
診断書料	省略				診断書料	省略			
	死亡診断書	1 部	<u>3,300円</u>			死亡診断書	1 部	<u>3,200円</u>	
文書料	省略			省略	文書料	省略			省略
	普通証明書	1 部	<u>1,900円</u>			普通証明書	1 部	<u>1,800円</u>	
	出産証明書					出産証明書			
	死産証明書					死産証明書			
	診療費納付証明書	1 部	<u>1,400円</u>			診療費納付証明書	1 部	<u>1,300円</u>	
省略			省略						
省略				省略					
PETがんどック		省略			PETがんどック	1日間	省略		
						2日間（通院）	1回	<u>124,000円</u> （団体割引、家族割引、リポート割引又は紹介状割引の適用を受ける場合にあっては、 <u>111,580円</u> ）	
省略				省略					
人工授精料		1 回	<u>8,200円</u>		人工授精料		1 回	<u>5,900円</u>	
ロボット支援 腹腔鏡下直腸 悪性腫瘍手術		1 回	<u>1,946,000円</u>		ロボット支援 腹腔鏡下直腸 悪性腫瘍手術		1 回	<u>1,942,000円</u>	
省略					省略				
注 省略					注 省略				

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第 1 診断書料の項及び文書料の項の規定は、この管理規程の施行の日以後の診断書及び文書の交付の申出に係る料金について適用し、同日前の診断書及び文書の交付の申出に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第 1 人工授精料の項の規定は、この管理規程の施行の日以後に受ける人工授精に係る料金について適用し、同日前に受ける人工授精に係る料金については、なお従前の例による。

4 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第 1 ロボット支援腹腔鏡下直腸悪性腫瘍手術の項の規定は、この管理規程の施行の日以後に入院して受けるロボット支援腹腔鏡下直腸悪性腫瘍手術に係る料金について適用し、同日前に入院して受けるロボット支援腹腔鏡下直腸悪性腫瘍手術に係る料金については、なお従前の例による。